

立木公売の公告

(第7回)

【資格付一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時 入札受付 令和8年1月28日（水）10時30分～11時00分 即時開札
2. 入札及び開札の場所 三陸北部森林管理署久慈支署 2階入札場
3. 現地案内 別添日程表のとおり
4. 公売物件
 - (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、提出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。なお、全物件について特定盛土等規制区域です。
 - (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
 - (3) 引渡期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。
5. 郵便入札
 - (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札日の日付を記入した入札書、外封筒には一般競争参加資格確認通知書の写し又は、最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、郵便書留により入札前日（令和8年1月27日）の17時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
 - (2) 送付先は次のとおり
郵便番号 〒028-0001
住所 岩手県久慈市夏井町大崎14-12
宛名 三陸北部森林管理署久慈支署

入札書在中（朱書きで記載）

- (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限 落札決定から起算して、20日以内とします。（最終期限 令和8年2月16日（月））

7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納

- (1) 延納は、次の条件によって認められますので契約の際に申し出て下さい。

ア 1件の売払代金が150万円以上となるとき6箇月以内、ただし、国有林野の立木については、1件の売払数量が1,000m³以上の場合においては10ヶ月以内とします。この場合、延納担保の提供が必要です。

イ 延納担保にできる物件については、国の定めるところにしたがって下さい。

ウ 延納担保の提供期限は、前記本文と同じとします。

- (2) 延納利息について、令和7年度は1.70%とします。

- (3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 暴力団排除に関する誓約事項については別紙1のとおりです。暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

- (2) 全物件に該当するものは別紙2特約条項及び別紙3特約事項のとおりです。

- (3) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおりです。

- (4) 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木です。

- (5) 本入札の物件には、分収造林契約の候補地が含まれます。落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することができます。詳細については（経営・管理）担当にお問い合わせ下さい。

なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

- (6) 森林作業道作設にあたっては、別紙4森林作業道特記仕様書に基づき作設願います。

10. 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は別紙のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

岩手県久慈市夏井町大崎 14-12

三陸北部森林管理署久慈支署 総務グループ 経理担当

問い合わせ先 TEL 0194-53-3391

令和8年1月6日

分任契約担当官

三陸北部森林管理署久慈支署長

十川 尚久

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局ホームページ

（<http://www.rynya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>）

をご覧ください。

入札（立木）案内書

[令和7年度 第7回]

公売公告のとおり、立木の資格付一般競争入札を施行しますので、添付の入札条件も併せて参照のうえ、入札に御参加下さい。

- ◆ 入札及び開札の日時 令和8年1月28日（水） 10時30分受付開始、11時00分締切、即時開札
- ◆ 入札及び開札の場所 三陸北部森林管理署久慈支署 「2階入札場」

三陸北部森林管理署久慈支署

〒028-0001

岩手県久慈市夏井町大崎14-12

電話番号 0194-53-3391（一般）
050-3160-5905（IP）

入札条件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ、入札に参加できません。

2. 資格認定

- (1) 入札参加者は、一般競争参加資格確認通知書あるいは入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。
- (2) 入札参加者が代理人にとなり入札する場合には、代理人の資格を示す委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証等）を提示することとします。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 公売物件の熟覧

別紙の公売物件明細書のとおりであり、明細書および現地熟覧のうえ国有林野産物売払規程を遵守して下さい。

4. 入札の方法

- (1) 入札は、入札番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書には、入札番号・入札金額・森林管理署名・入札者名・入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れて下さい。
- (3) いったん入札箱に入れた入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しません。
- (5) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行つてはなりません。
- (6) 入札者が談合、または不穏な挙動、その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取り消し、又は中止することがあります。

5. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

6. 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が、2名以上のときは、直ちにくじで落札者を決めます。
- (2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由によっても落札を無効とすることはできません。

7. 再度入札について

落札価格となるべき入札がないときには、直ちに入札締切時刻を示し、再度入札を行うことがあります。なお、再度入札は第1回目の入札で2社以上の応札があった場合のみとし、第1回目の入札に参加した者の入札のみを有効な入札とします。

8. 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

9. 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を、違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消し、又は入札参加資格決定通知書を交付しないことがあります。

10. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は、入札参加資格者として確認できない者が入札したもの。
- (3) 汚染、損傷又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）又は記名（本人が署名せず他人が記入したものや、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印のいずれもないもの。
- (5) 単価で入札したもの。

- (6) 合同入札の時は、宛先森林管理署名の確認ができないもの。
- (7) 代理人が入札する場合で、委任状の提出のないもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いざれかないもの。
- (8) 入札金額を訂正した入札。
- (9) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められて日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (10) 同一事項の入札において、同一人が2通以上の入札または入札者若しくはその代理人が他の入札者に代理をしたとき。
- (11) その他入札条件に違反した入札したもの。(入札公告や入札説明書に記載された条件)

11. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

12. 木質バイオマス証明について

本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当って森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

13. 入札書用紙

入札書用紙は、入札場受付にある用紙を使用しもしくは、本案内書末尾に添付した例を御参照下さい。

14. 消費税関係

- (1) 入札書は、消費税を除いた金額で記入して下さい。
- (2) 誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合でも、その入札書は消費税を除く金額で記入したものと見做し、有効として処理し、落札以前に訂正又は取り消しの申し出があっても認めません。
- (3) 落札及び契約の金額は、入札書に記入された金額に消費税相当額 10%を加算した額となり、この場合の消費税積算における円未満の端数処理は切捨てとなります。
- (4) 契約締結以降、当該契約において特に契約書等において金額が明記されているものを除き、契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特 約 条 項

1. 公売物件の林齢は、三陸北部森林管理署久慈支署内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しないことがあります。
2. 伐採・搬出作業の着手前に必ず入林届を提出することとし、また搬出が完了した場合は速やかに搬出済届を提出することとします。
3. 売払物件が保安林や砂防指定地など伐採に際し事前に届出が必要な場合は買受者においてその手続きを行ってください。なお、保安林指定箇所を利用する場合、買受人は搬出路及び搬出支障木の伐採について作業着手 1 ヶ月前までに作業仕組み計画書を三陸北部森林管理署久慈支署長に提出し、承認を受けるものとします。また、砂防指定地である場合についても必要な手続きをしてから着手してください。なお、手続きには2週間以上かかりますのであらかじめご承知おきください。
4. 沢及び沢縁で集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁し下流の民地に被害を与えないよう防止措置を講ずることとし、汚濁等の被害を与えた場合は買受人の責により賠償していただきます。また、林道上でのトラクター等による作業は禁止します。
5. 作業道の作設で生じた切り取り土石等が崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずることとします。また、作業にあたっては環境保全、水資源等の機能を阻害したり災害を誘発させることのないよう留意するとともに、その使用を完了した時に三陸北部森林管理署久慈支署長が原状に回復する必要があると認めた場合、買受人は原状回復するものとします。
6. 伐採した立木の残材及び末木枝条及びゴミ・ワイヤー類等を、沢縁・土場敷並びに道路沿線に散乱・放置することなく、搬出期間内に適切な跡地処理と搬出路等の水切りを確実に実施するものとします。

7. 落札物件の伐採・搬出に際して、隣接する小班の周測表示札や境界札等が貼られた木が作業の支障となる場合、事前に担当森林官まで相談の上、森林官等の指示に従って下さい。
8. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を三陸北部森林管理署久慈支署長へ連絡し、指示に従って下さい。
9. 公売物件の内容、表示方法及び伐採・搬出について、従事する作業員に対し誤りの生じないよう周知徹底させて下さい。また、労働安全確保体制を確立し現場従業員を指導するとともに、緊急連絡体制図を休憩所等に明示して下さい。
10. 林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
11. 三陸北部森林管理署久慈支署は、冬期間の搬出に伴う林道等の除雪は基本的には行いません。
12. 落札物件が分収林契約を締結されている場合、分収林契約者への分収金の納入に当たっては、森林管理署の指示した代金を国及び分収林契約者の振り込み金融機関の口座に納入してください。また、金融機関の振込手数料（分収育林契約は契約口数分の振込手数料がかかる）を買受者において別途負担することになります。なお、分収林契約者が行方不明等により供託を必要とする場合、また分収金の受領を拒否した場合は国の指定する登記所に供託してください。
13. 売払代金の延納は国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。
14. 分収育林物件を買い受けた場合は「分収林看板」を搬出完了時までに抜き取ったうえで、管轄する森林事務所まで運搬してください。
15. 物件のナラ類の取扱いについては、別添「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守してください。
16. 間伐物件については、搬出の如何を問わず対象木全て伐採してください。なお、やむをえず放棄する場合は森林官と協議してください。

17. 林野火災防止対策について買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずることします。

- ① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
- ② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
- ③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
- ④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
- ⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。
- ⑥ 買受人は、上記①～⑤の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

18. 特定盛土等規制区域の物件については宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）を遵守すること。また、入札公告時に盛土規制法の規制区域ではない箇所においても、着手時に規制区域に該当する場合があることから、確認の上、盛土規制法を遵守すること。

別紙3

特約事項（林産物販売）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第14条により対応する。

別紙4

森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（3の（1）及び（5）を除く。）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設を集材路とする。併せて、木材等を一時的に集積し、積込み作業等を行う場所を土場とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針及び主伐時における伐採・搬出指針によることを基本とする。

第1 伐採の方法及び区域の設定（主伐時）

- 1 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行う。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林官等と協議する。
- 2 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある個所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否等について、森林官等と調整する。
- 3 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させないこと。なお、やむを得ずこれらの箇所を架線や集材路で通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努める。

第2 森林作業道

1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、森林作業道作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入り、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の

確認を受ける。

- ④ 森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。

- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。

- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。

- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

(1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。

② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。

③ 縦断勾配は概ね18%（10°）程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25%（14°）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。

② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合のり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分（59°）、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分（73°、岩石）とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

② のり面勾配は、1割（45°）程度を基本とする。

③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

④ 盛土量の調整は、山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

（4）切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないよう努める。

4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

第3 集材路及び土場（主伐時）

1 伐採及び搬出に係るチェックリスト等の提出及び確認

① 集材路及び土場を作設する必要があるときは、主伐時における伐採・搬出指針に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示とともに、計画線形を明示した図面（1/5000）を、森林官等に提出する。なお、森林作業道と集材路及び土場を作設する場合は、森林作業道の路線計画図に集材路及び土場をかん入する。

② 計画線形を明示した図面の提出に併せて、伐採及び搬出に係るチェックリストを森林官等に提出する。

③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲、伐採及び搬出に係るチェックリストについて、森林官等の確認を受ける。

④ 集材路及び土場の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的

な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きよ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意する。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路又は土場の配置を計画する。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行う。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じる。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・地山傾斜35° 以上の箇所
 - ・火山灰、軽石、スコリヤ、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようとする。
 - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
 - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。
 - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壤から土砂が流出し、濁水や土砂が渓流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は渓流から距離をおいて配置する。また、土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
 - ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置する。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施する。
 - ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努める。このとき、集材路の作設に当たっては、森林官等と協議等を行う。

（2）周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じる。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施する。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整する。

（3）路面の保護と排水の処理

路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滯水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置する。

このほか、以下の点に留意する。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水する。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水する。
- ③ 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧する。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所で集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようとする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去する。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。

- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滯水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水する。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行う。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に1.5mを超えるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討する。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定す

るよう適切に行う。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工する。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小溪流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、2(3)に留意して横断溝等を設置する。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。

第4 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮（主伐時）

- 1 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じる。
- 2 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する。
- 3 やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。

第5 事業実施後の整理（主伐時）

1 枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意する。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じる。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨

- げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避ける。
- エ 枝条等が出水時に渓流に流れ出ること、雨水を滯水させること等により林地崩壊を誘発する事がないよう、沢に近い場所、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。

2 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固める。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行う。

3 森林官等の現場確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材等の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を森林官等に報告し、確認を受ける。

第6 その他（主伐時）

集材路及び土場の作設に当たって、傾斜35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は渓流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤーダ等の組合せによる架線集材を行う。

別紙

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

(単位: m/ha)

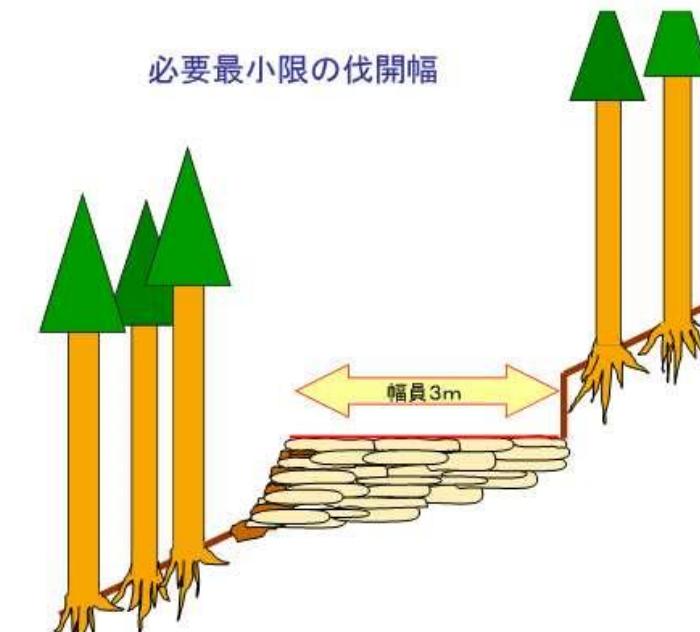
区分	作業システム	基幹路網			細部路網 森林作業道	路網密度
		林道	林業専用道	小計		
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	15~20	20~30	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15~30°)	車両系	15~20	10~20	25~40	50~160	75~200
	架線系				0~35	25~75
急傾斜地 (30~35°)	車両系	15~20	0~5	15~25	45~125	60~150
	架線系				0~25	15~50
急峻地 (35°~)	架線系	5~15	—	5~15	—	5~15

※路網・作業システム検討委員会資料より

(参考)

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



- 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

伐採する者:

森林の所在場所：

チェック項目	確認
<p>(1) 伐採の方法及び区域の確認</p> <ul style="list-style-type: none">①伐採する区域の事前確認を行う。②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。あらかじめ示された保護樹帯や保残木を保全する。	<input type="checkbox"/>
<p>(2) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設</p> <ul style="list-style-type: none">①集材路又は土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路又は土場の配置を必要最小限にする。②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。③土場の作設では法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。④集材路又は土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。⑦集材路及び土場は渓流から距離をおいて配置する。⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路又は土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。⑨集材路は、沢を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林官等と協議等を行う。	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p>(3) 周辺環境への配慮</p> <p>①集材路及び土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。</p> <p>②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。</p> <p>③希少な野生生物の生育等を知った場合は、森林官等と協議のうえ、線形及び作業時期の変更等を実施する。</p> <p>④集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置とする。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(4) 路面の保護と排水の処理</p> <p>①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。</p> <p>②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。</p> <p>④渓流横断箇所は可能な限り原状復旧する。</p> <p>⑤洗い越し施工では、横断箇所で路面より低い通水面を設ける。</p> <p>⑥曲線部では上部入口手前で排水する。</p> <p>⑦開きょ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。</p> <p>⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(5) 切土・盛土</p> <p>①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。</p> <p>②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p> <p>③切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。</p> <p>④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。</p> <p>⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。</p> <p>⑥盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。</p> <p>⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。</p>	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p>(6) 作業実行上の配慮</p> <p>①集材路及び土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</p> <p>②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。</p> <p>③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(7) 事業実施後の整理</p> <p>①枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。</p> <p>②表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。</p> <p>③天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。</p> <p>④枝条等が出水時に渓流に流れ出たりしないよう、渓流沿い等に積み上げない。渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発するがないように、適切な場所に整理する。</p> <p>⑤集材路及び土場は、横断溝等の排水処置を行う。</p> <p>⑥伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。</p> <p>⑦伐採現場を引き上げる前に、集材路及び土場の枝条等の整理の状況について、森林官等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。</p>	<input type="checkbox"/>

公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

三陸北部森林管理署久慈支署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積(ha)	林齢	樹種	本数(本)	幹材積(m ³)							延納	搬出期間
								アカマツ (一般材)	カラマツ (一般材)	スギ (一般材)	その他N	コナラ (一般材)	L	合計		
(1)	小倉国有林 89わ2 林小班	分収造林	皆伐	1.11	70	スギ外	1,229	6.72	—	1,027.32	2.79	—	9.57	1,046.40	官収分のみ 認める	36ヶ月
(2)	小倉国有林 89わ5 林小班	分収造林	皆伐	1.95	69	スギ外	4,915	—	—	1,090.57	122.03	—	52.62	1,265.22	官収分のみ 認める	36ヶ月
(3)	馬渡川山国有林 132ろ2 林小班外1	分収造林	皆伐	6.96	62	アカマツ外	11,349	537.91	—	—	78.56	—	1,296.83	1,913.30	官収分のみ 認める	36ヶ月
(4)	馬渡川山国有林 132ろ4 林小班外1	分収造林	皆伐	12.29	58	アカマツ外	24,957	3,238.01	13.76	—	425.64	—	1,223.97	4,901.38	官収分のみ 認める	36ヶ月
(5)	平庭国有林 158は4 林小班	分収造林	皆伐	2.13	26	その他L	5,889	60.76	0.14	—	12.90	—	126.76	200.56	官収分のみ 認める	36ヶ月
(6)	平庭国有林 160は4 林小班	分収造林	皆伐	1.88	28	コナラ外	7,282	—	—	—	15.37	—	158.39	173.76	官収分のみ 認める	36ヶ月
	合計			26.32			55,621	3843.40	13.90	2117.89	657.29	0.00	2,868.14	9,500.62		

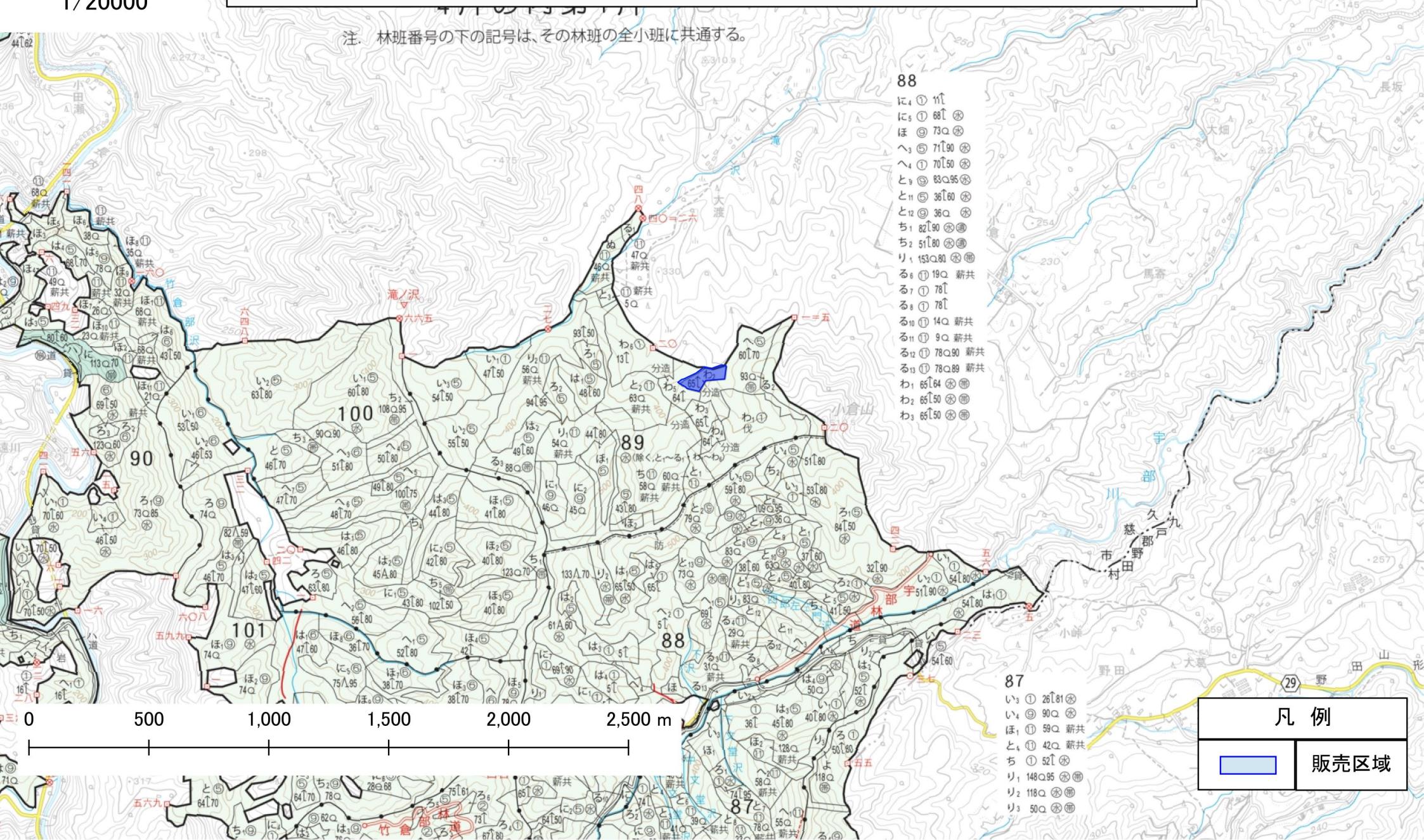
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)



1/20000

令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図 岩手県久慈市宇部町字小倉国有林89わ2林小班

注: 林班番号の下の記号は、その林班の全小班に共通する。



88

に4 ① 11↑
に5 ① 68↑ ④
ほ ④ 73Q ④
へ3 ⑤ 71↑ 90 ④
へ4 ① 70↑ 50 ④
と9 ④ 83Q 95 ④
と11 ⑤ 36↑ 60 ④
と12 ④ 36Q ④
ち1 82Q 90 ④ ④
ち2 51↑ 80 ④ ④
り1 153Q 80 ④ ④
る6 ① 19Q 薪共
る7 ① 78↑
る8 ① 78↑
る10 ① 14Q 薪共
る11 ① 9Q 薪共
る12 ① 78Q 90 薪共
る13 ① 78Q 89 薪共
わ1 65↑ 64 ④ ④
わ2 65↑ 50 ④ ④
わ3 65↑ 50 ④ ④

87

い3 ① 26↑ 81 ④
い4 ④ 90Q ④
ほ1 ① 59Q 薪共
と4 ① 42Q 薪共
ち ① 52↑ ④
り1 148Q 95 ④ ④
り2 118Q ④ ④
り3 50Q ④ ④

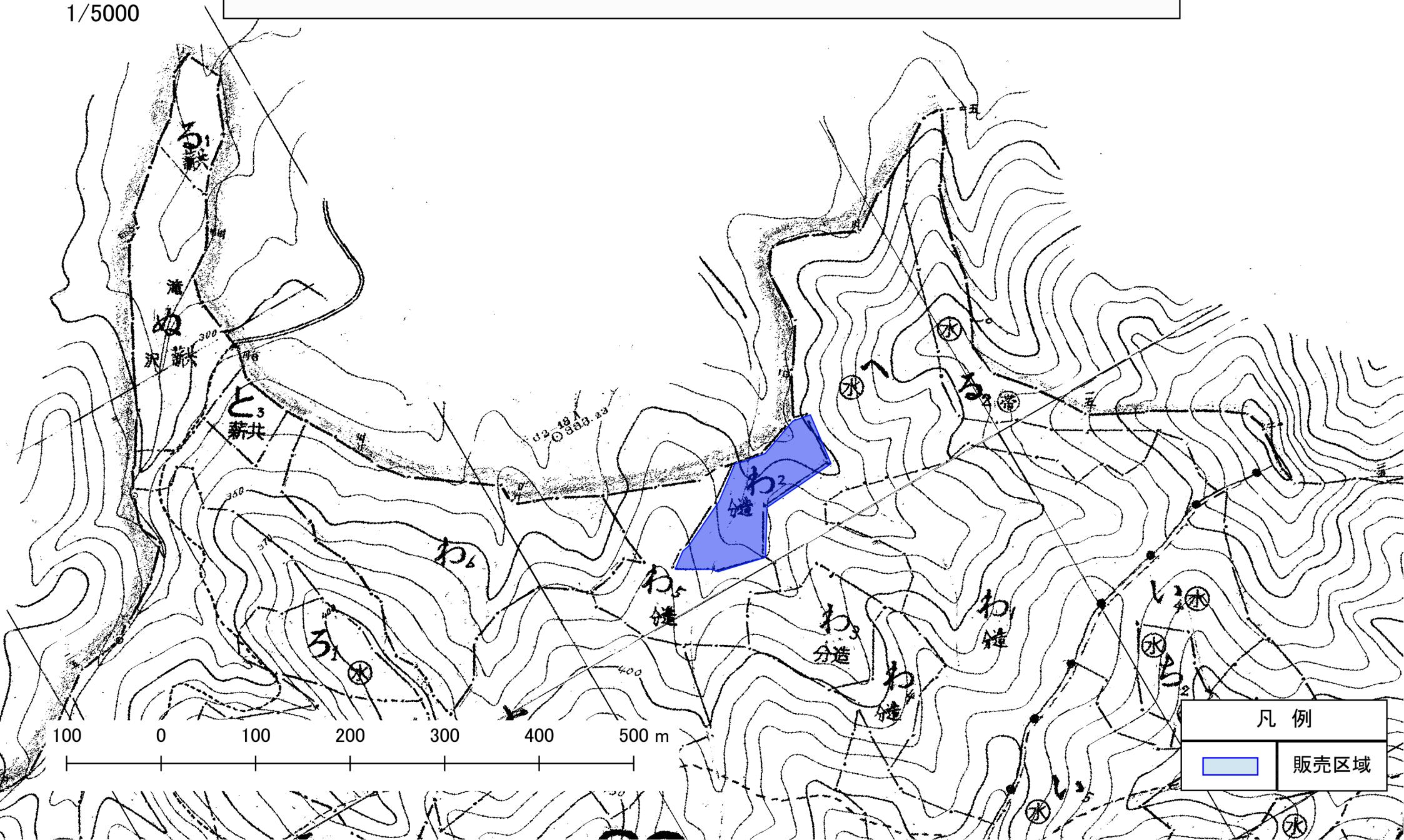
凡 例

販 売 区 域



令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図
岩手県久慈市宇部町字小倉国有林89わ2林小班

1/5000



凡例

販売区域

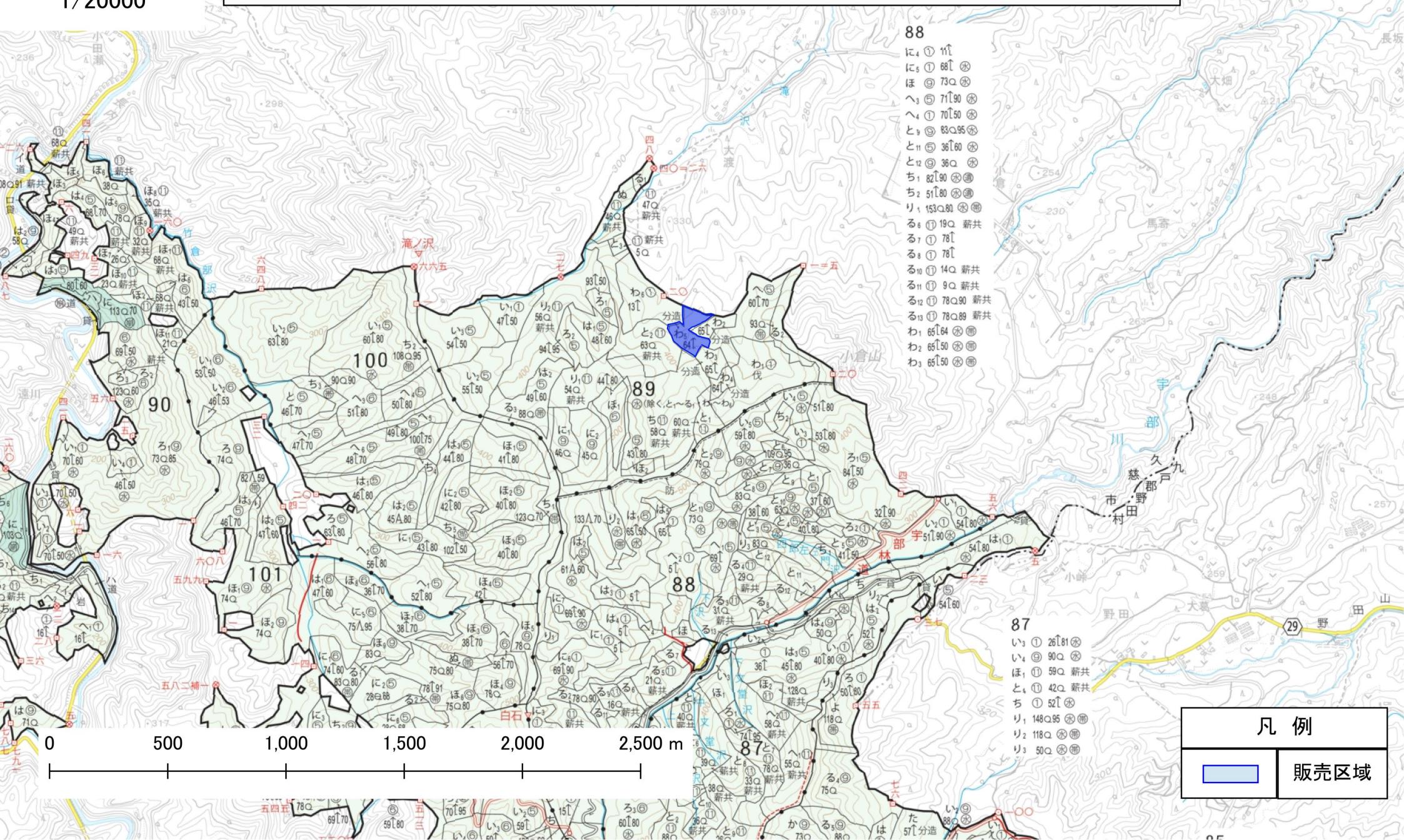
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)



1/20000

令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図

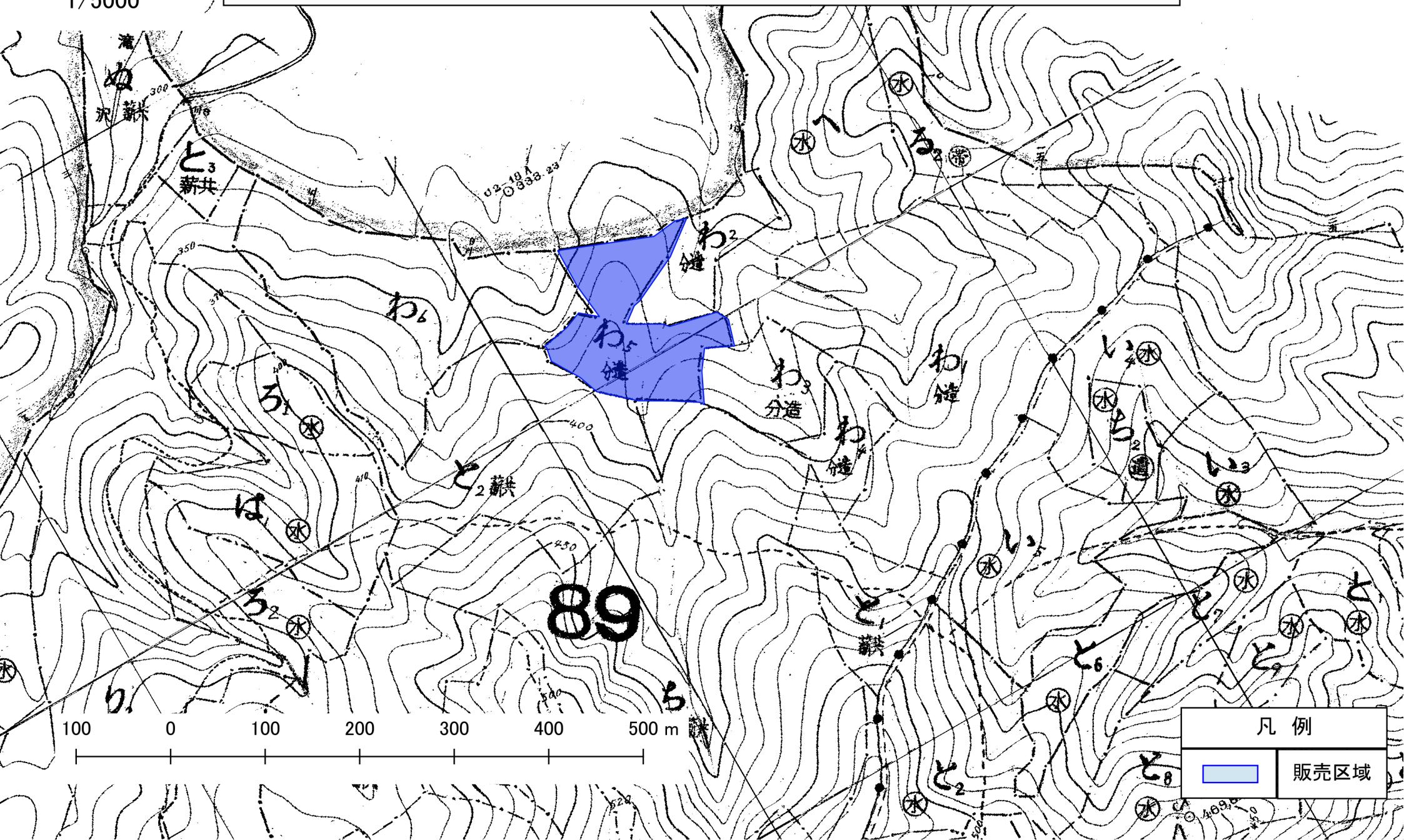
岩手県久慈市宇部町字小倉国有林89わ5林小班





令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図
岩手県久慈市宇部町字小倉国有林89わ5林小班

1/5000



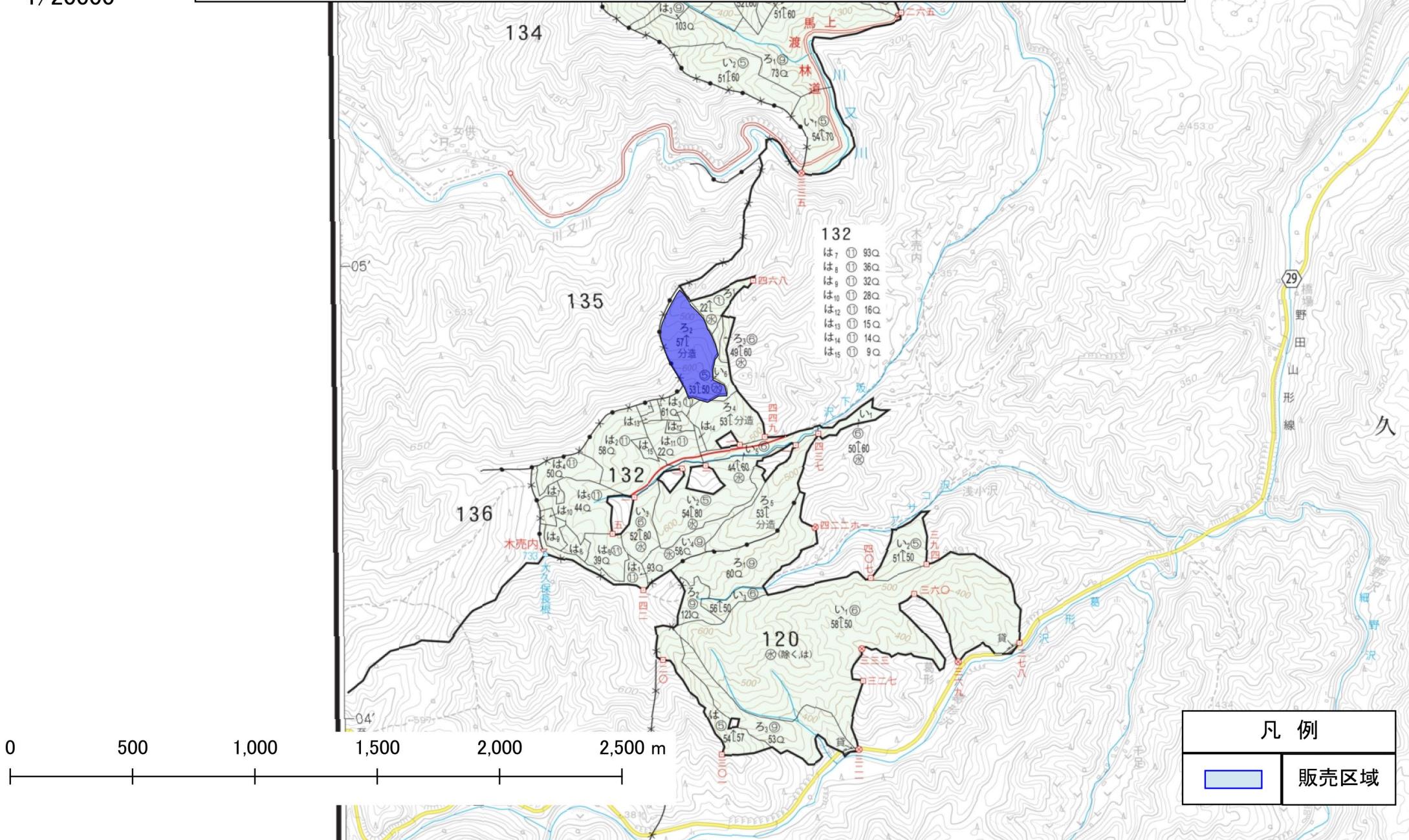
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号	3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	馬渡川山国有林 132号2林小班	1. 販売区域外の立木については、伐採および搬出の際に損傷しないようにしてください。 2. 本売払物件の区域内は保安林の指定から外れておりませんが、周辺林地には保安林に指定されている箇所があります。保安林協議が必要な林小班で作業を行う場合は、「作業仕組計画書」を提出のうえ、必要な協議が完了した後に作業を行って下さい。 その他の法令による制限がある場合は、各法令に基づく手続きを終えた後、作業を行って下さい。 3. 本売払物件の搬出及び土場に関して、国有林外を使用する際に承認及び許可が必要な箇所については買受者で手続きを行って下さい。 4. 本売払物件の搬出及び土場に関して、民有地等を使用する際の支障木の伐採及び搬出路の拡張等については一切認めません。必要な場合は、所有者に承諾を得てください。 また、搬出完了後は搬出路及び土場の修繕を所有者と協議の上行って下さい。 5. 本売払物件に隣接または、近傍に別の売払い物件（後に売り払われる物件含む）があり、同一時期に同一搬出路・土場を使用する場合は、買受人間において協議のうえ、円滑な作業の実施に努めるものとする。 6. 森林施業上の理由により、伐採及び搬出可能期間を9月1日から12月20日までとします。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 别 本 数						計		平均	
				10cm 以下	12~ 20cm	22~ 30cm	32~ 40cm	42~ 50cm	52~ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
		アカマツ	生立木	一般材		72	216	270	54		612	537.91	32	22	
		アカマツNA	生立木	低質材		108	90	18			216	78.56	22	17	
		N 計			180	306	288	54			828	616.47			
		クリ	生立木	一般材			18	90	18		126	91.00	36	17	
		ミズナラ	生立木	一般材			144	36			180	94.97	28	18	
		ウダイカンバ	生立木	一般材			18	18	36		72	74.43	40	19	
		オノオレカンバ	生立木	一般材			36	54			90	43.25	28	16	
		ホオノキ	生立木	一般材			54				54	22.53	26	17	
		サクラ	生立木	一般材				18			18	14.96	40	16	
		シナノキ	生立木	一般材			18				18	8.65	28	18	
		センノキ	生立木	一般材				18			18	11.53	36	15	
		ニレ	生立木	一般材			18				18	9.37	30	17	
		その他広葉樹	生立木	一般材			36				36	12.44	24	16	
		その他広葉樹	生立木	低質材	5,657	2,866	1,296	72			9,891	913.70	12	10	
		し 計			5,657	2,866	1,638	306	54		10,521	1,296.83			
		計			5,657	3,046	1,944	594	108		11,349	1,913.30			



1/20000

令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図 岩手県久慈市山根町木壳内馬渡川山国有林132号2林小班





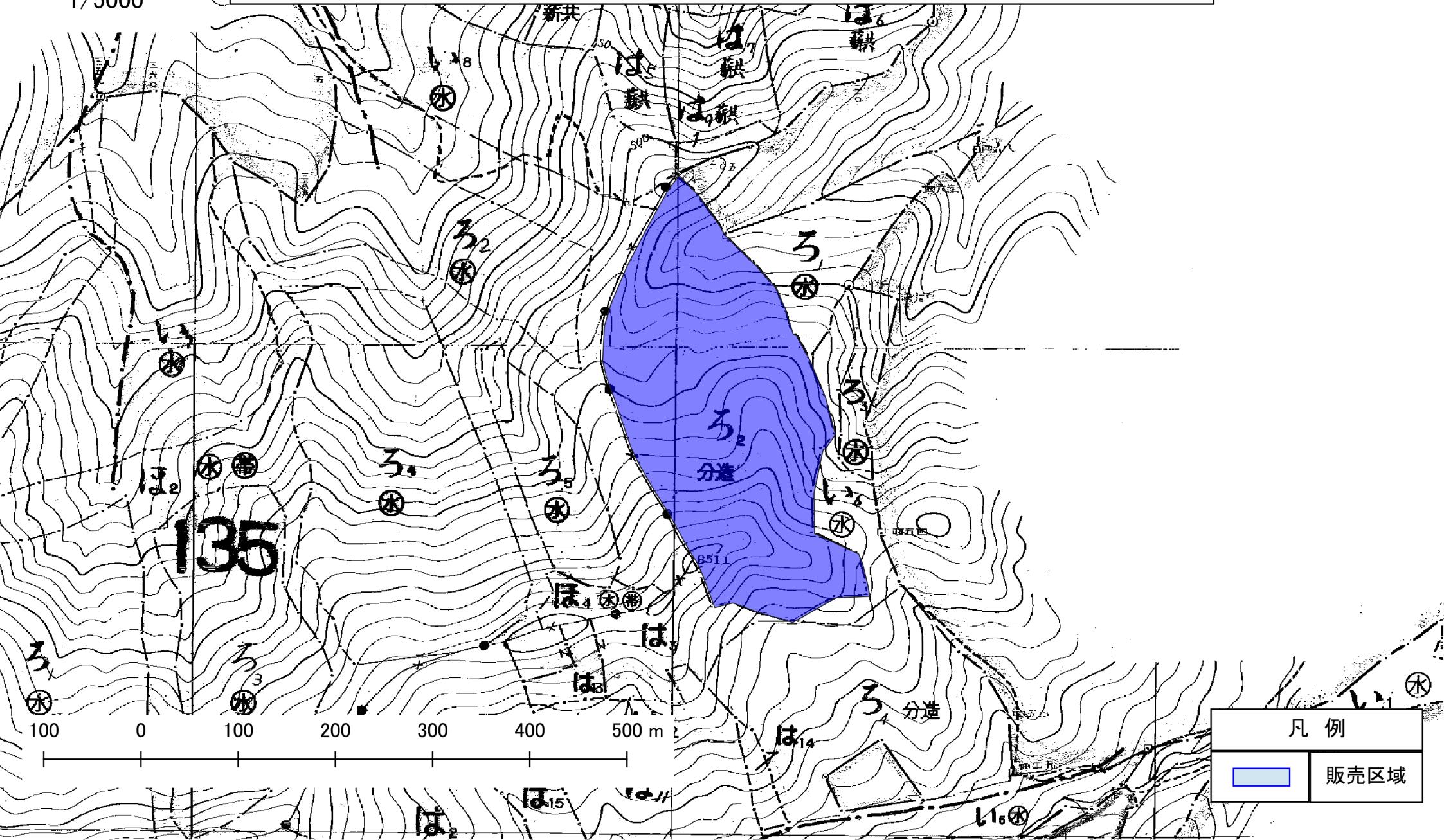
は

は

は

1/5000

令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図
岩手県久慈市山根町木壳内馬渡川山国有林132号2林小班



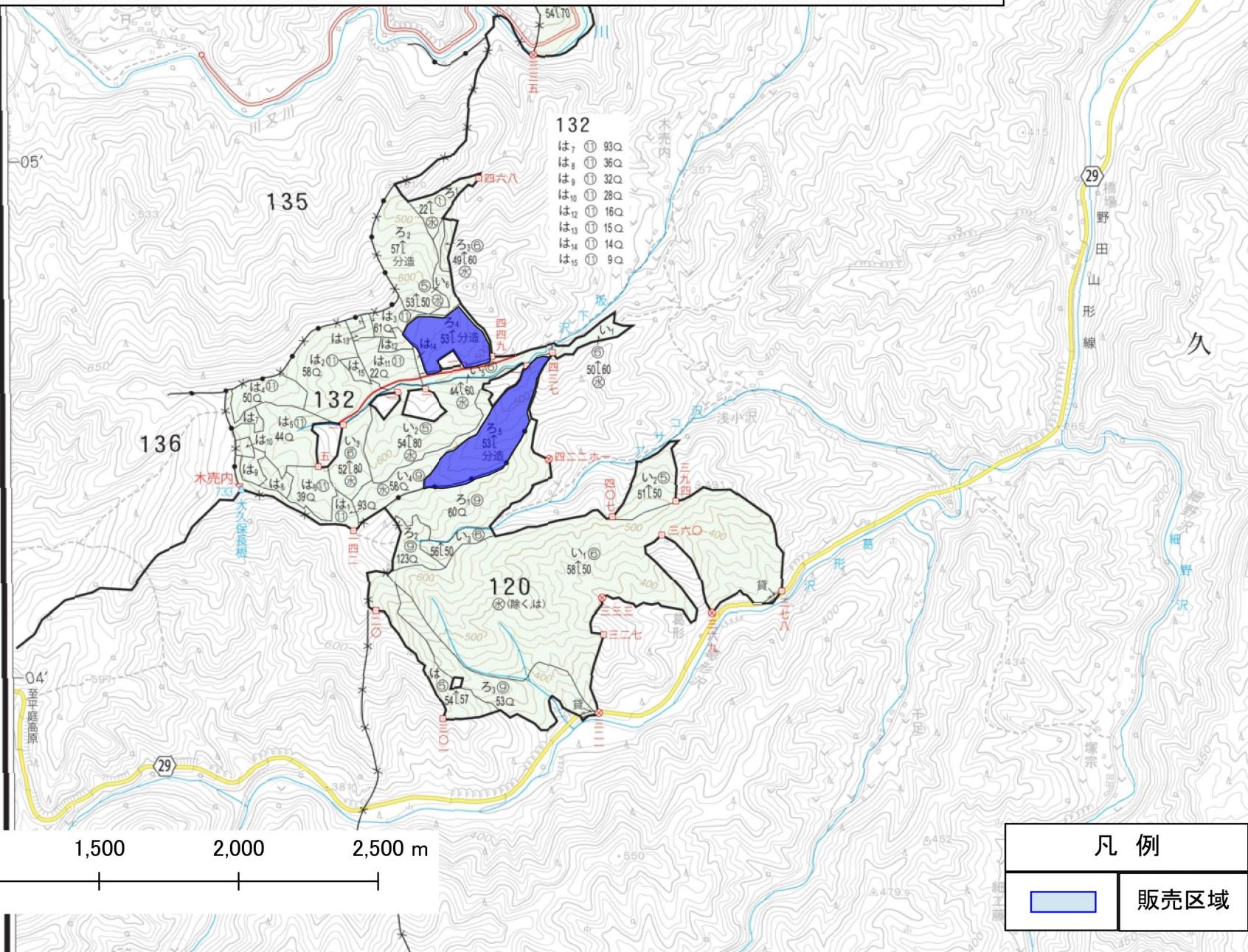
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号	4	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	馬渡川山国有林 132号4林小班外1	1. 販売区域外の立木については、伐採および搬出の際に損傷しないようにしてください。 2. 本売払物件の区域内は保安林の指定から外れていますが、周辺林地には保安林に指定されている箇所があります。保安林協議が必要な林小班で作業を行う場合は、「作業仕組計画書」を提出のうえ、必要な協議が完了した後に作業を行って下さい。 その他の法令による制限がある場合は、各法令に基づく手続きを終えた後、作業を行って下さい。 3. 本売払物件の搬出及び土場に関して、国有林外を使用する際に承認及び許可が必要な箇所については買受者で手続きを行って下さい。 4. 本売払物件の搬出及び土場に関して、民有地等を使用する際の支障木の伐採及び搬出路の拡張等については一切認めません。必要な場合は、所有者に承諾を得てください。 また、搬出完了後は搬出路及び土場の修繕を所有者と協議の上行って下さい。 5. 本売払物件に隣接または、近傍に別の売払い物件（後に売り払われる物件含む）があり、同一時期に同一搬出路・土場を使用する場合は、買受人間において協議のうえ、円滑な作業の実施に努めるものとする。 6. 森林施業上の理由により、伐採及び搬出可能期間を9月1日から12月20日までとします。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 别 本 数						計		平均	
				10cm 以下	12~ 20cm	22~ 30cm	32~ 40cm	42~ 50cm	52~ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
		アカマツ	生立木	一般材		166	1,592	1,236	500	50		3,544	3,238.01	32	22
		アカマツNA	生立木	低質材		690	534	44				1,268	425.64	22	17
		カラマツ	生立木	一般材				15				15	13.76	32	26
		N 計			856	2,126	1,295	500	50		4,827	3,677.41			
		クリ	生立木	一般材			30	50				80	41.49	30	16
		オニグルミ	生立木	一般材			49	15				64	27.35	26	16
		ドロノキ	生立木	一般材					17			17	24.75	48	20
		ケヤキ	生立木	一般材			32					32	10.14	26	14
		サクラ	生立木	一般材				17				17	8.47	32	15
		ニレ	生立木	一般材		17	17					34	20.27	32	18
		シラカバ	生立木	一般材			15					15	7.03	28	18
		オノオレカンバ	生立木	一般材			15					15	4.98	24	17
		ホオノキ	生立木	一般材			45					45	18.45	26	16
		トチノキ	生立木	一般材			15					15	6.73	28	17
		その他広葉樹	生立木	低質材	13,821	4,972	895	108				19,796	1,054.31	10	8
		上 計			13,821	4,972	1,113	207	17			20,130	1,223.97		
		計			13,821	5,828	3,239	1,502	517	50		24,957	4,901.38		



1/20000

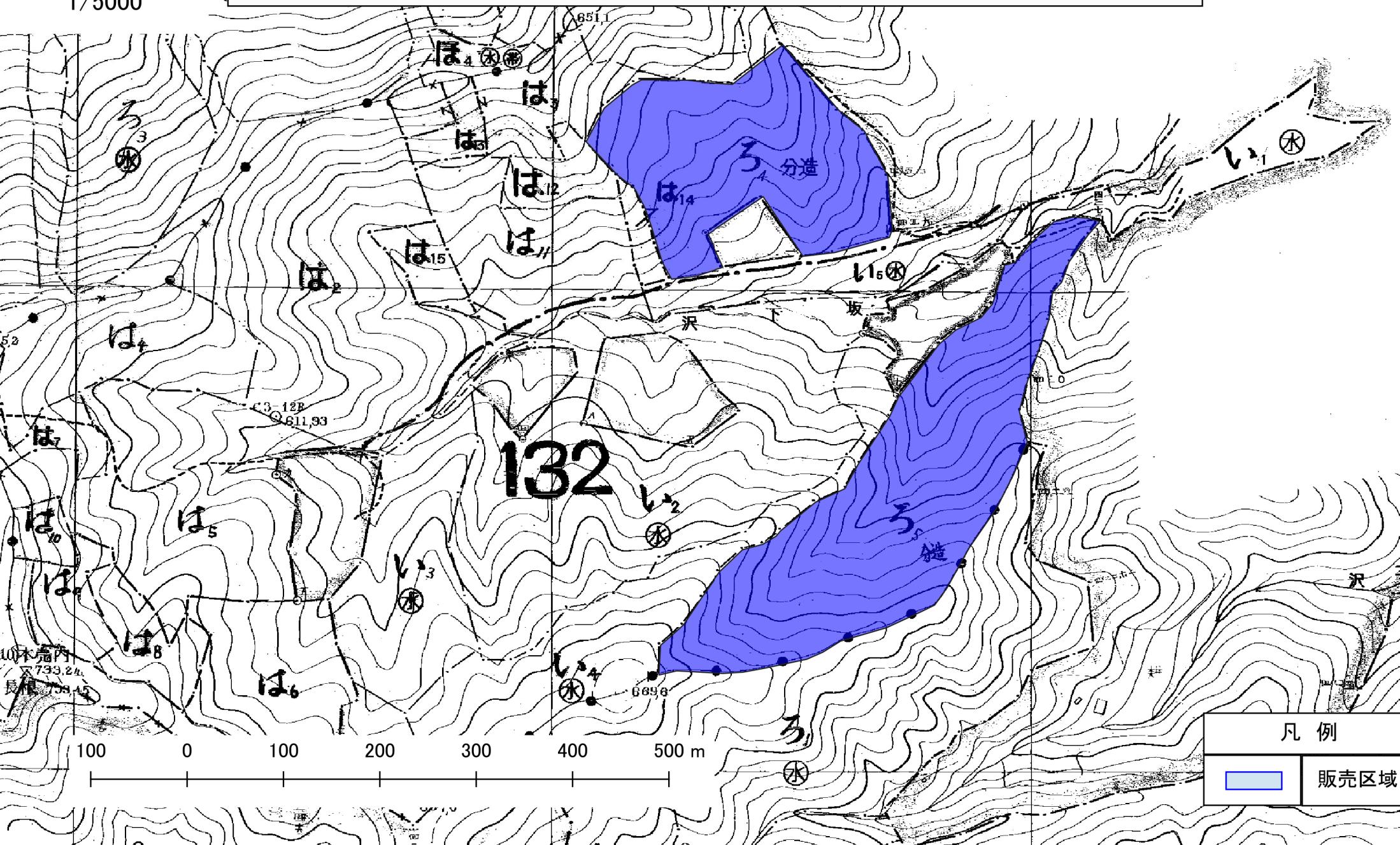
令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図
岩手県久慈市山根町木壳内馬渡川山国有林13234林小班外1





令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図
岩手県久慈市山根町木壳内馬渡川山国有林132号4林小班外1

1/5000



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)



1/20000

令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図 岩手県久慈市山形町霜畑字平庭国有林158は4林小班

凡 例

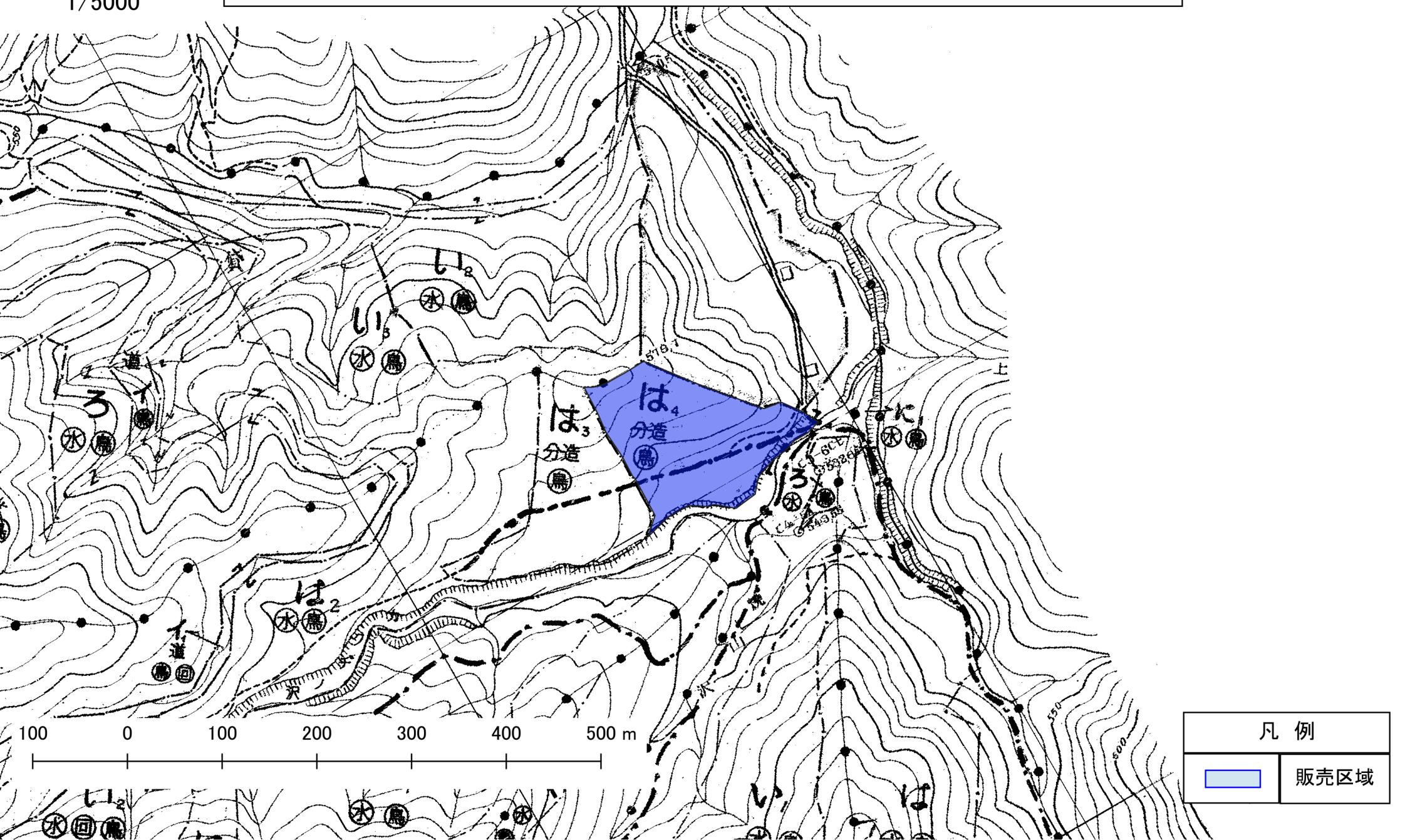
販壳区域





令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図
岩手県久慈市山形町霜畠字平庭国有林158は4林小班

1/5000



凡例

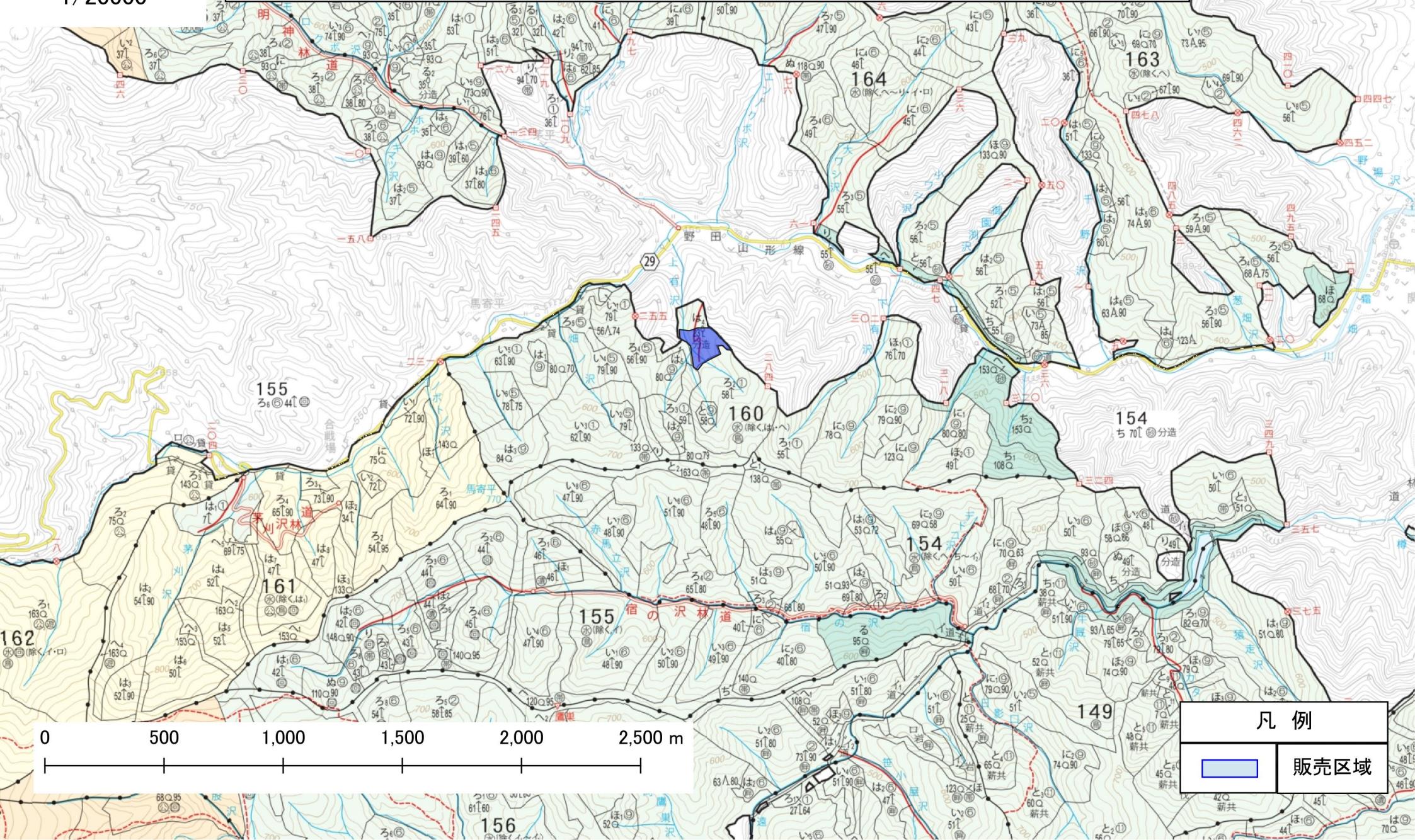
販売区域

公 壳 物 件 明 細 書 (立 木)



1/20000

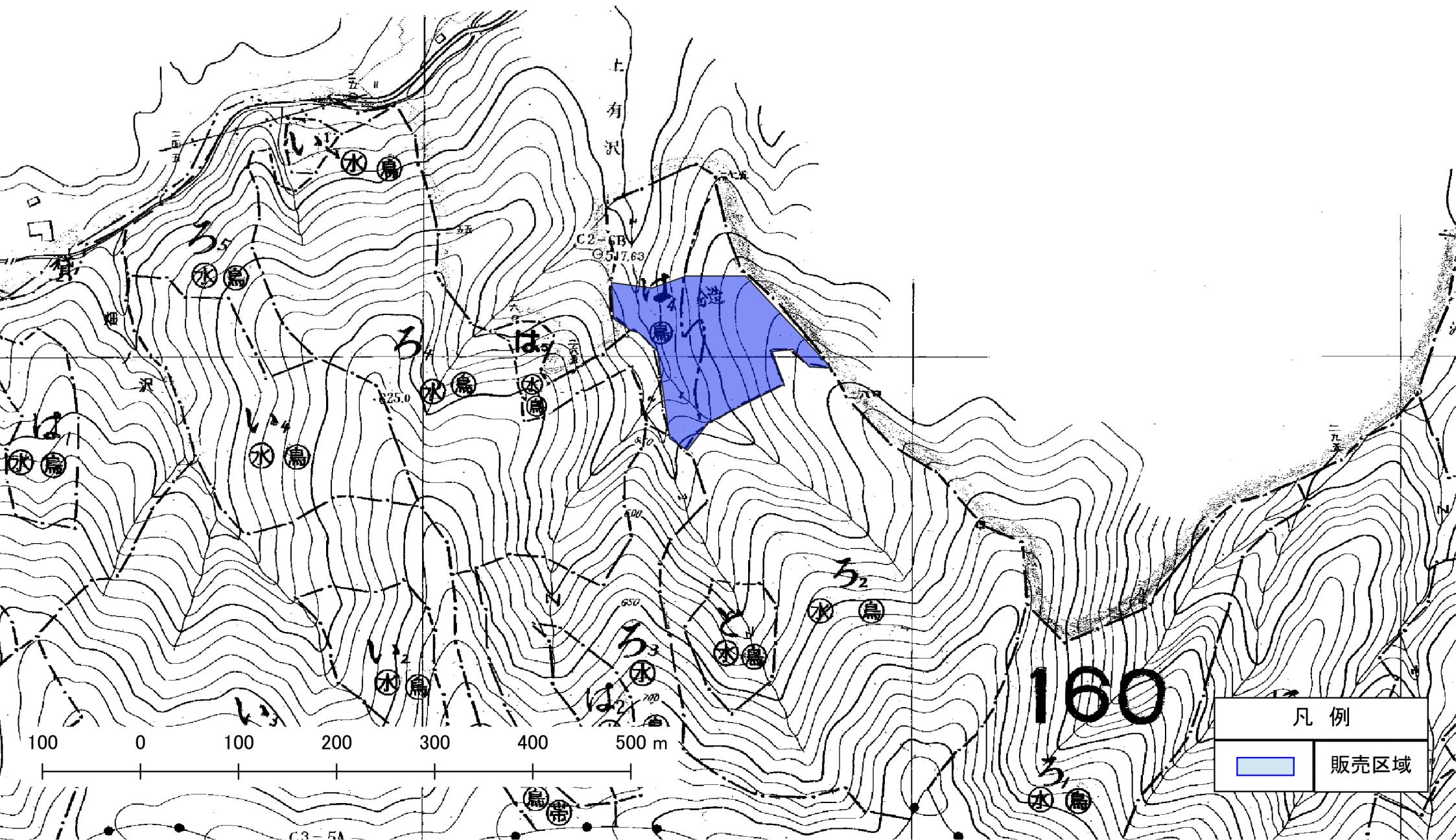
令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図 岩手県久慈市山形町霜畑字平庭国有林160は4林小班





1/5000

令和7年度 第7回立木販売一般競争入札 物件位置図 岩手県久慈市山形町霜畠字平庭国有林160は4林小班



令和7年度 第7回 立木資格付一般競争入札森林事務所
(現地案内日程)

現地案内を下記日程により行いますので、日時・集合場所等をご確認のうえ、ご参集ください。

記

売払い番号	案内日時	集合場所	案内者
1号物件～6号物件	再公告物件のため、この物件の現地案内を希望される方は、個別の対応とさせていただきます。 なお、現地に雪が積もっている場合は車両が入れない可能性がありますのでご了承ください。 案内、物件の詳細については、下記の担当者へお問い合わせください。		
お問い合わせ	現地案内を希望する方は1月13日(火)17時までに久慈支署 業務グループ経営担当 (TEL: 0194-53-3391 IP:050-3160-5905) までご連絡をお願いします。 ※現地案内は希望者がいる場合にのみ実施します。		

別紙

○ 適格請求書（インボイス）の交付

- ※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。
- ※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件 (89 わ2林小班)	10.0%
2号物件 (89 わ5林小班)	10.0%
3号物件 (132 ろ2林小班)	10.0%
4号物件 (132 ろ4林小班外1)	2.0%
5号物件 (158 は4林小班)	2.0%
6号物件 (160 は4林小班)	3.0%

収入原因に係る入札書の一般例

入 札 書

入 札 番 号	第 号
---------	-----

入 札 金 額

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	-	円也

ただし、上記金額には消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書を承諾のうえ、入札します。

入札執行月日 年 月 日

分任契約担当官 三陸北部森林管理署久慈支署長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

代理人住所

商号又は名称

代理人氏名

委 任 状

代理人氏名_____

上記の者を私の代理人と認め、下記の権限を委任します。

記

1. 入札年月日 令和 年 月 日

2. 委任事項 入札に関する一切の件

令和 年 月 日
委任者 住所
氏名

分任契約担当官
三陸北部森林管理署久慈支署長 十川 尚久 殿

ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

－岩手県農林水産部森林整備課－

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

**ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、
積極的にナラ類を伐採利用しましょう！**

- ・ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要ですので、このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）**を伐採する際の**時期**と**被害材の移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

- 1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

【なぜ？】

- ・6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

補足1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。**

2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性あります。

補足1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破碎や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方**所在先の振興局等に対して**情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破碎（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

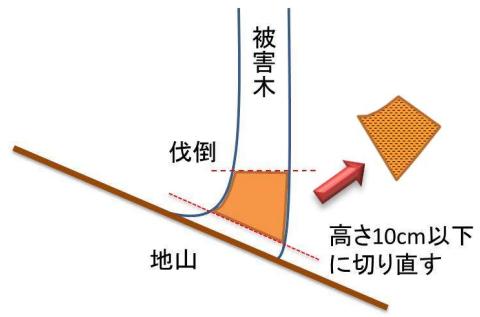
補足2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動する**ことが可能ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課**にご相談下さい。

3 葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破碎、焼却等により処理してください。

【なぜ?】

- カシノナガキクイムシは根元部分に多數寄生しているため、駆除する必要があります。

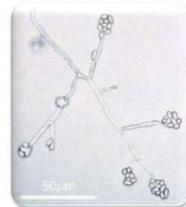


【ナラ枯れ被害とは?】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」(病原菌)によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ
右:メス 左:オス
体長は5mm程度



ナラ菌
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

【被害の特徴は?】



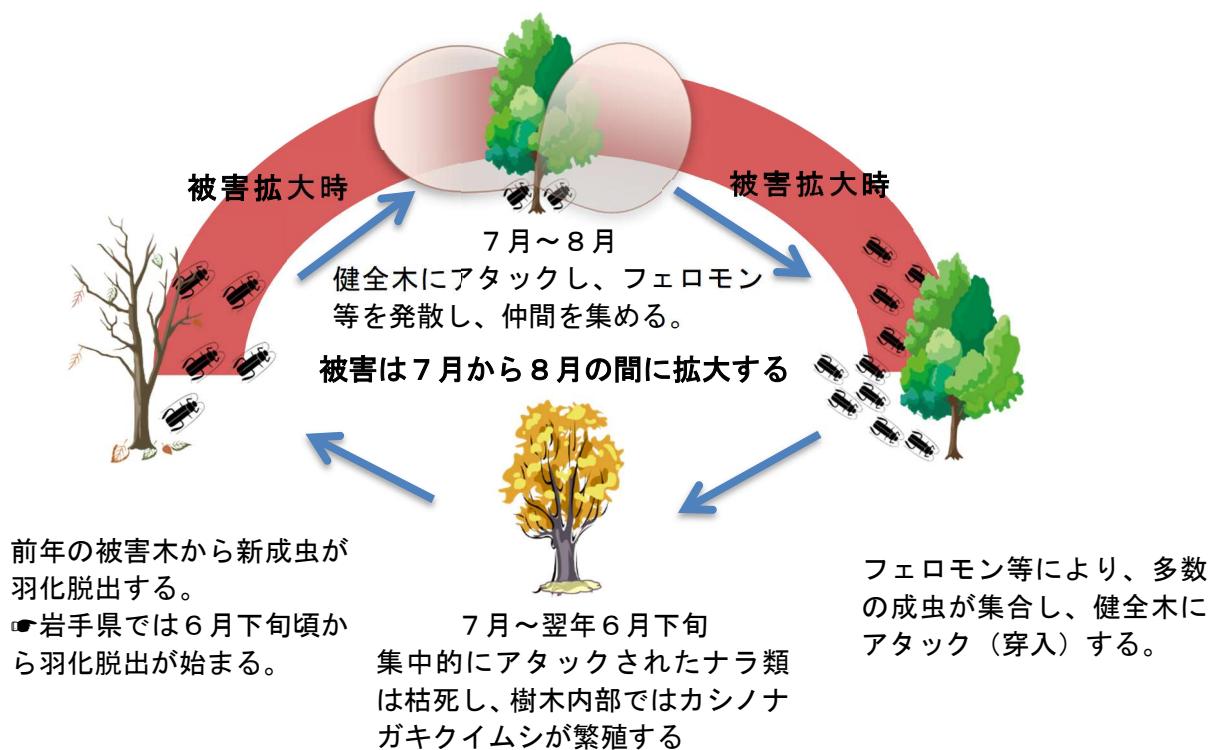
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：
(TEL — — — —)

住所：
氏名又は名称：
(TEL — — — —)

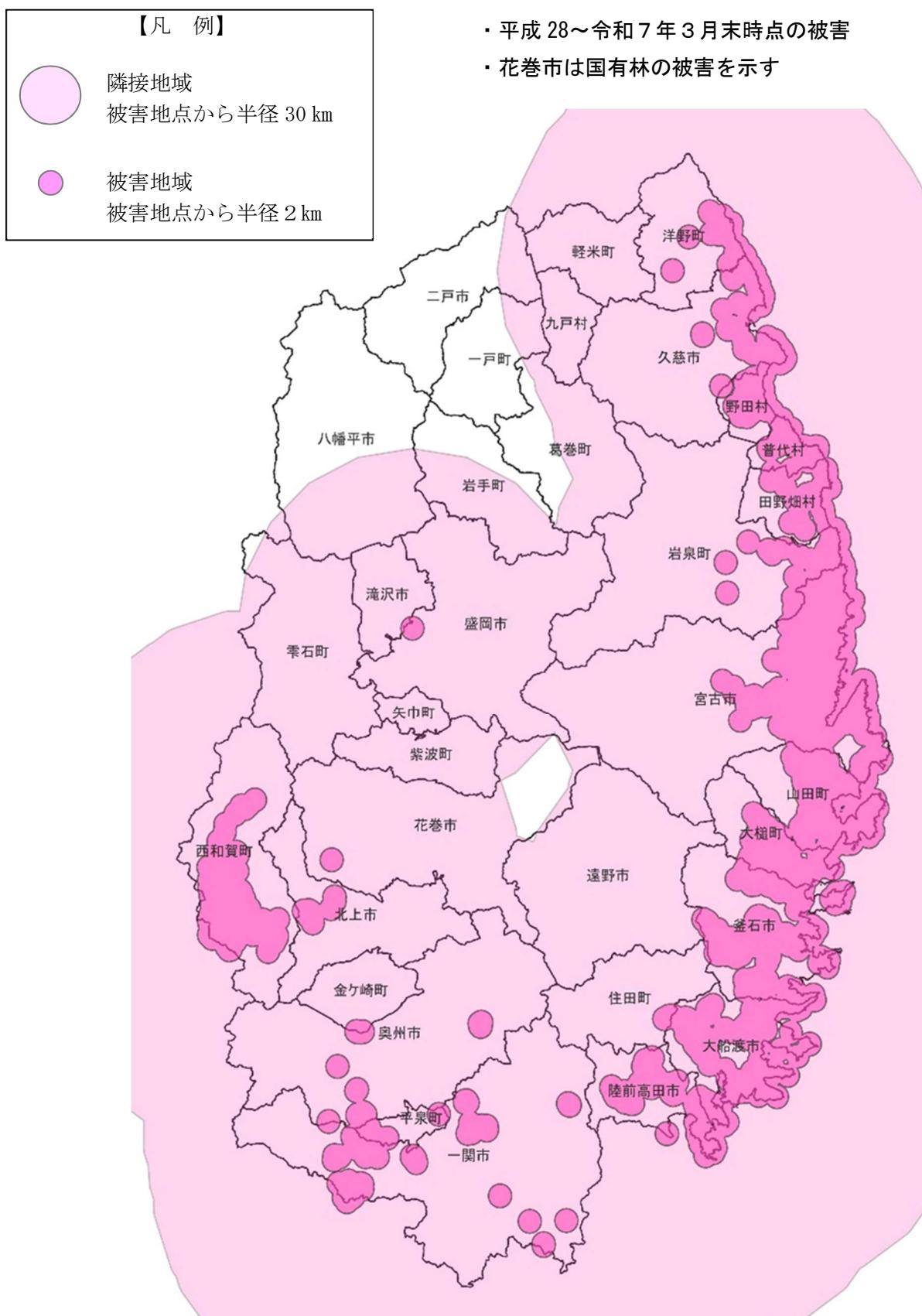
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 年 6 月 20 日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。
適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れ
がありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破碎(チップ化)
又は焼却(炭化を含む)してください。

【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。(ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。)
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。(受領した通知書は巡視活動の参考とします。)

ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



この区域図は令和7年3月末現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

広域振興局・農林振興センター 一覧

窓 口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9914 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3